

規 則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則十九―六

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一九―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項」を「第五条第六項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四条を削る。

第五条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「できる第一号任期付研究員」の下に「（条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条を第六条とし、第八条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。